

参加者の有無を確認する公募手続に係る公示書

令和7年4月15日

福岡市福祉局介護保険課

1. 公募の趣旨

本業務については、平成30年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）「介護サービス事業における社会参加活動の適切な実施と効果の検証に関する調査研究事業報告書」30～31頁に記載されている「利用者の社会参加活動を実施するために職員に必要とされる視点や行動、スキル等の要素（7つの力）」について熟知し、かつ当該内容をもとに介護保険サービス事業所（以下「介護事業所」）が、介護サービス利用者の社会参加活動を実施できるように伴走支援を実施できることが必要であるため、特定の者を相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の公募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合、応募者があっても4.の公募要件を満たすと認められる者がいない場合、公募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続に移行する。

なお、4.の公募要件を満たすと認められる者がいる場合は、企画競争を実施する予定である。

2. 請負契約等の概要

(1) 委託契約の件名

介護サービス利用者の社会参加活動促進事業伴走支援等業務委託

(2) 委託契約の内容

介護サービス利用者（以下「利用者」）が通所介護等のサービス利用中にボランティア等の役割がある形での活動に参加できるよう介護事業所の取組みを伴走支援する業務、およびそれに付随するセミナー、意見交換会の開催。

(3) 履行期間（予定）

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

3. 参加資格

参加意思確認書を提出する者は、次のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止措置、競争入札参加資格取消措置又は排除措置を受けている期間でないこと。ただし、当該公募手続の結果行うこととなった指名競争入札等の手続期間において、「福岡市競争入札参加停止等措置要領」に基づく競争入札参加停止措置、競争入札参加資格取消措置又は排除措置を受けている期間が終了していると判断されるものを除く。

4. 公募要件

- (1) 平成30年度厚生労働省老人保健事業推進費等補助金（老人保健健康増進等事業分）「介護サービス事業における社会参加活動の適切な実施と効果の検証に関する調査研究事業報告書」30～31頁に記載されている「利用者の社会参加活動を実施するために職員に必要とされる視点や行動、スキル等の要素」を熟知しており、当該内容をもとに事業所の伴走支援を実施できること。
- (3) 福岡市税に係る徴収金、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (4) 経営状態が著しく不健全であると認められないこと。

5. 手続等

(1) 公募説明書の配布期間、配布場所及び配布方法等

① 配布期間

令和7年4月15日から 令和7年4月30日までの（閉庁日を除く。）毎日、
9時15分から17時まで（12時から13時を除く）

② 配布場所

福祉局高齢社会部介護保険課

所在地 福岡市中央区天神1丁目8番1号

電話 092-733-5452 内線2105

担当 梅崎、大津

③ 配布方法

配布場所において配布します。

④ 配布書類

公募説明書、参加意思確認書

(2) 参加意思確認書の提出期間、提出場所及び提出方法

① 提出期間

令和7年4月15日から令和7年4月30日までの（閉庁日を除く。）毎日、
9時15分から17時まで（12時から13時を除く）

② 提出場所

（1）②に同じ。

③ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に請負契約等の履行に必要な要件を満たすことを証する書類を作成・添付し、提出期限までに直接持参すること。

（3）その他

① 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。

② 参加意思確認書を提出した者に対して、審査結果を通知する。

③ ②の通知で、請負契約等の履行に必要な要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により、事業所管局に対して、請負契約等の履行に必要な要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。

6. 問い合わせ先

福祉局高齢社会部介護保険課

所在地 福岡市中央区天神1丁目8番1号

電話 092—733—5452 内線2105

担当 梅崎、大津

7. 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務の企画競争を中止する場合がある。